

【参考】今回の審議会での審議事項について

1. 前回の審議会での審議事項等

- 前回の令和6年度第1回審議会（R6.11.25開催）では、以下について審議いただいたところ
 - ① 指針に基づく施策の総括について
 - ② 指針の見直し（案）について
 - ③ 令和7年度取組の強化の方向性（案）について
- このうち、「②指針の見直し（案）」に関して以下のご意見をいただき、次回の審議会でも再度審議いただくこととなったもの

- ① 基本的方向「事業活動を担う人材の育成・確保の推進」では、元々「学校教育段階での職業観の醸成」という記載があった。非常に重要なことだと思うが、見直し案では削除されている。教育委員会と連携した施策がなくなり、また、今後、この会議で施策が紹介されないことになってしまわないか懸念。
 - ② 担い手の確保にあたっては、各事業体で適正利潤が得られている必要があり、価格転嫁が大変重要となる。適正利潤の確保と担い手の確保は車の両輪であることを意識してもらいたい。

2. 本日審議をいただく事項

（1）主な業種の令和7年度取組の強化ポイント（案）について

- ① 全18業種及び業種横断的な取組のうち、主なものを説明
- ② 前回、多くの委員から「人材確保」に関するご意見をいただいたことを踏まえ、特に、「県内就職の促進」、「各業種の人材育成・確保」、「外国人材の確保」に関する取組について重点的に説明

（2）指針の見直し（案）について

- 前回のご意見（上記1）等を踏まえた修正案を説明

（3）令和7年度中小企業・小規模企業版県政世論調査の実施について